

議案第35号

行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成28年2月2日

さいたま市長 清水 勇 人

行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(さいたま市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 さいたま市固定資産評価審査委員会条例（平成13年さいたま市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(審査の申出) 第4条 [略] <u>2 法第432条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項に規定する条例で定める事項は、口頭で意見を述べることを求める場合においては、その旨とする。</u></p> <p><u>3</u> [略] <u>4</u> [略]</p>	<p>(審査の申出) 第4条 [略] <u>2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所</u> <u>(2) 審査の申出の趣旨及び理由</u> <u>(3) 口頭で意見を述べることを求める場合においては、その旨</u> <u>(4) 審査の申出の年月日</u></p> <p><u>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項に規定する書面を添付しなければならない。</u></p> <p><u>4</u> [略] <u>5</u> [略]</p>

5 審査申出人の代表者若しくは管理人、総代又は代理人の資格は、書面で証明しなければならない。法第432条第2項において準用する行政不服審査法第12条第2項ただし書に規定する特別の委任についても、同様とする。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

(書面審理)

第6条 [略]

2 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した書面を送付しなければならない。

3 審査申出人は、弁明書の副本の送付を受けたときは、これに対する反論書を提出することができる。この場合においては、委員会が定めた期間内にこれを正副2通提出しなければならない。

4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、その副本を市長に送付しなければならない。

第7条 [略]

第8条 [略]

第9条 [略]

第10条 [略]

第11条 [略]

第12条 [略]

第13条 [略]

第14条 [略]

第15条 [略]

(審査の申出の取下げ)

第6条 審査申出人は、委員会が審査の決定を行うまでは、いつでも審査の申出の全部又は一部を取り下げることができる。

2 審査の申出の取下げは、その旨を記載した書面を委員会に提出してしなければならない。

(書面審理)

第7条 [略]

2 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した書面を送付しなければならない。ただし、審査の申出の全部を容認すべきときは、この限りでない。

3 審査申出人は、弁明書の副本の送付を受けたときは、これに対する反論書を提出することができる。この場合においては、委員会が定めた期間内にこれを提出しなければならない。

第8条 [略]

第9条 [略]

第10条 [略]

第11条 [略]

第12条 [略]

第13条 [略]

第14条 [略]

第15条 [略]

第16条 [略]

(さいたま市附属機関の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 さいたま市附属機関の設置等に関する条例（平成26年さいたま市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前						
別表（第2条—第4条関係）					別表（第2条—第4条関係）						
執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期	執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
市長	[略]					市長	[略]				
	さいたま市療育手帳判定審査委員会	療育手帳に係る障害程度の判定に関し必要な事項についての審査に関する事務		[略]			さいたま市療育手帳判定審査委員会	療育手帳の交付に係る障害程度の判定に関する不服申立て及び療育手帳に係る障害程度の判定に関し必要な事項についての審査に関する事務		[略]	
	[略]						[略]				
	[略]						[略]				

(さいたま市情報公開条例の一部改正)

第3条 さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(<u>審査請求があった場合の手続</u>)</p> <p>第19条 <u>開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があった場合は、当該審査請求に係る審査庁は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、別に定めるさいたま市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、速やかに、当該審査請求についての裁決をしなければならない。</u></p> <p>(1) <u>審査請求が不適法であり、却下するとき。</u></p> <p>(2) <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政情報の全部を開示するとき（当該行政情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。）。</u></p> <p><u>2 前項に規定する審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。</u></p> <p><u>4 第1項の規定により諮問をした審査庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条及び次条において同じ。）</u></p> <p>(2) <u>開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</u></p> <p>(3) <u>当該審査請求に係る行政情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</u></p> <p>(第三者からの<u>審査請求</u>を棄却する場合等における手続)</p> <p>第20条 第16条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</p> <p>(1) <u>開示決定に対する第三者からの<u>審査請求</u>を却下し、又は棄却する裁決</u></p> <p>(2) <u>審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る行政情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政</u></p>	<p>(<u>不服申立てがあった場合の手続</u>)</p> <p>第19条 <u>開示決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てがあった場合は、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、別に定めるさいたま市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、速やかに、当該不服申立てについての決定又は裁決をしなければならない。</u></p> <p>(1) <u>不服申立てが不適法であり、却下するとき。</u></p> <p>(2) <u>決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政情報の全部を開示するとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</u></p> <p><u>2 前項の規定により諮問をした処分庁又は審査庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>不服申立人及び参加人</u></p> <p>(2) <u>開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）</u></p> <p>(3) <u>当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）</u></p> <p>(第三者からの<u>不服申立て</u>を棄却する場合等における手続)</p> <p>第20条 第16条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>決定又は裁決</u>をする場合について準用する。</p> <p>(1) <u>開示決定に対する第三者からの<u>不服申立て</u>を却下し、又は棄却する決定又は裁決</u></p> <p>(2) <u>不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る行政情報を開示する旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該行政情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。</u></p>

情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。))

(さいたま市個人情報保護条例の一部改正)

第4条 さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(<u>審査請求</u>があつた場合の手続)</p> <p>第30条 <u>開示決定等若しくは開示請求に係る不作為又は訂正決定等について審査請求があつた場合は、当該審査請求に係る審査庁は、次の各号のいずれかに該当するときに除き、別に定めるさいたま市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、速やかに、当該審査請求についての裁決をしなければならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none">(1) <u>審査請求が不適法であり、却下するとき。</u>(2) <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示又は訂正等するとき（当該個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。）。</u> <p><u>2 前項に規定する審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。</u></p> <p><u>4 第1項の規定により諮問をした審査庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none">(1) <u>審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この</u>	<p>(<u>不服申立て</u>があつた場合の手続)</p> <p>第30条 <u>開示決定等又は訂正決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てがあつた場合は、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、次の各号のいずれかに該当するときに除き、別に定めるさいたま市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、速やかに、当該不服申立てについての決定又は裁決をしなければならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none">(1) <u>不服申立てが不適法であり、却下するとき。</u>(2) <u>決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）又は訂正決定等（訂正等の請求に係る個人情報の全部を訂正等する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示又は訂正等するとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</u> <p><u>2 前項の規定により諮問をした処分庁又は審査庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none">(1) <u>不服申立人及び参加人</u>

条及び次条において同じ。)

- (2) 開示請求者又は訂正等請求者（開示請求者又は訂正等請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第31条 第22条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

- (2) 開示請求者又は訂正等請求者（開示請求者又は訂正等請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第31条 第22条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（さいたま市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第5条 さいたま市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成13年さいたま市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(設置) 第1条 さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「情報公開条例」という。）第19条及びさいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号。以下「個人情報保護条例」という。）第30条の規定に基づく諮問に応じて、 <u>審査請求</u> について審査するため、さいたま市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。	(設置) 第1条 さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「情報公開条例」という。）第19条及びさいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号。以下「個人情報保護条例」という。）第30条の規定に基づく諮問に応じて、 <u>不服申立て</u> について審査するため、さいたま市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) [略]
- (2) 行政情報 情報公開条例第2条第2号及び個人情報保護条例第2条第6号に規定する行政情報をいう。
- (3) [略]

(調査権限)

第7条 [略]

2・3 [略]

4 審査会は、審査のために必要があると認めるときは、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）、関係実施機関の職員その他の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求め、ことその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第8条 審査会は、審査請求人、参加人又は情報公開条例第19条第1項若しくは個人情報保護条例第30条第1項の規定により審査会に諮問をした審査庁（以下「審査請求人等」という。）から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第9条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料等の閲覧等)

第10条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は写しの交付（以下「資料閲覧等」という。）を求め、ことその他正当な理由があるときでなければ、その資料閲覧等

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) [略]
- (2) 行政情報 情報公開条例第2条第2号及び個人情報保護条例第2条第5号に規定する行政情報をいう。
- (3) [略]

(調査権限)

第7条 [略]

2・3 [略]

4 審査会は、審査のために必要があると認めるときは、不服申立人、関係実施機関の職員その他の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求め、ことその他必要な調査をすることができる。

<p><u>を拒むことができない。</u></p> <p>2 <u>審査会は、資料閲覧等をさせようとするときは、当該資料閲覧等に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>審査会は、資料閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。</u></p> <p>(答申書の送付等)</p> <p><u>第11条</u> 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>審査請求人及び参加人</u>に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p> <p><u>第12条</u> [略]</p> <p><u>第13条</u> [略]</p> <p><u>第14条</u> [略]</p>	<p>(答申書の送付等)</p> <p><u>第8条</u> 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>不服申立人及び参加人</u>に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p> <p><u>第9条</u> [略]</p> <p><u>第10条</u> [略]</p> <p><u>第11条</u> [略]</p>
---	---

(さいたま市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第6条 さいたま市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年さいたま市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(人事委員会の報告事項)</p> <p>第5条 前条の規定により人事委員会が報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 不利益処分に関する<u>審査請求</u>の状況</p>	<p>(人事委員会の報告事項)</p> <p>第5条 前条の規定により人事委員会が報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 不利益処分に関する<u>不服申立て</u>の状況</p>

(さいたま市職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第29条 [略] 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、 <u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文</u> に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。 3～6 [略]	第29条 [略] 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、 <u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条</u> に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。 3～6 [略]

（さいたま市職員退職手当条例の一部改正）

第8条 さいたま市職員退職手当条例（平成13年さいたま市条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（退職手当の支払の差止め） 第19条 [略] 2・3 [略] 4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、 <u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文</u> に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。	（退職手当の支払の差止め） 第19条 [略] 2・3 [略] 4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、 <u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条</u> に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

(さいたま市市税条例の一部改正)

第9条 さいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(災害等による期限の延長)</p> <p>第8条 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない事由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（<u>審査請求</u>に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下この条において「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2～5 [略]</p>	<p style="text-align: center;">(災害等による期限の延長)</p> <p>第8条 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない事由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（<u>不服申立て</u>に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下この条において「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2～5 [略]</p>

(さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例の一部改正)

第10条 さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（平成23年さいたま市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(申立て)</p>	<p style="text-align: center;">(申立て)</p>

<p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の申立ては、その事案が次の各号のいずれかに該当するときは、することができない。</p> <p>(1) <u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）</u> <u>その他の法令により審査請求その他の不服申立てをすることができるものであって、行政庁の行う処分</u>の取消し若しくは変更又は行政庁の行う<u>公権力の行使に当たる事実上の行為</u>の撤廃若しくは変更を求めるものであるとき。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>4 [略]</p>	<p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の申立ては、その事案が次の各号のいずれかに該当するときは、することができない。</p> <p>(1) <u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）</u> <u>その他の法令により審査請求その他の不服申立てをすることができるものであって、行政庁の行う処分</u>の取消し若しくは変更又は行政庁の行う<u>事実行為（同法第2条第1項に規定する事実行為をいう。）</u>の撤廃若しくは変更を求めるものであるとき。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>4 [略]</p>
--	--

（さいたま市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正）

第11条 さいたま市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（平成13年さいたま市条例第235号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(賦課に対する審査請求)</p> <p>第4条 第2条の規定により賦課金又は夫役現品の賦課を受けた者は、その賦課の算定に異議があるときは、その賦課を受けた日から<u>3月以内</u>に、市長に対して<u>審査請求</u>をすることができる。</p>	<p style="text-align: center;">(賦課に対する異議の申立て)</p> <p>第4条 第2条の規定により賦課金又は夫役現品の賦課を受けた者は、その賦課の算定に異議があるときは、その賦課を受けた日から<u>60日以内</u>に、市長に対して<u>異議を申し立て</u>ることができる。</p> <p><u>2 市長は、前項の規定による異議の申立てを受けたときは、同項に規定する期間満了後30日以内にこれを決定しなければならない。</u></p>

（さいたま市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）

第12条 さいたま市消防団員等公務災害補償条例（平成13年さいたま市条例第283号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(審査請求)</p> <p>第31条 市の行う消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、救急業務に協力し、<u>若しくは応急措置の業務に従事したこと</u>によるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、<u>審査請求</u>をすることができる。</p>	<p style="text-align: center;">(異議申立て)</p> <p>第31条 市の行う消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、<u>若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したこと</u>によるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、<u>異議申立て</u>をすることができる。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行の日前にされた行政庁の処分又はこの条例の施行の日前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。